

3. 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画の策定

(1) 要綱

多摩市教育委員会告示第35号

第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成28年12月15日

多摩市教育委員会

教育長 清水 哲也

第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、第三次多摩市子どもの読書活動推進計画（以下「第三次推進計画」という。）を策定するため、第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三次推進計画案の作成に関すること。
- (2) その他第三次推進計画の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 教育部教育企画担当課長
- (2) 多摩市立小学校長 1人
- (3) 多摩市立中学校長 1人
- (4) 教育部教育指導課統括指導主事
- (5) 教育部教育センター長（兼健康福祉部発達支援担当課長）
- (6) 永山公民館長又は関戸公民館長
- (7) 図書館長
- (8) くらしと文化部文化・市民協働課長
- (9) 子ども青少年部子育て支援課長
- (10) 子ども青少年部児童青少年課長
- (11) 健康福祉部健康推進課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には図書館長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(幹事会)

第6条 委員会に下部組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の指示により、委員会の調査及び検討に必要な事項を事前に調査し、その結果を委員会に報告する。

3 幹事会は、次に掲げる者(課から選出される者は係長級の職にある者とする。以下「幹事」という。)をもって構成する。

- (1) 教育部教育振興課長が推薦する者 1人
- (2) 教育部教育指導課指導主事 1人
- (3) 教育部教育センター長が推薦する者 1人
- (4) 永山公民館長又は関戸公民館長が推薦する者 1人
- (5) 図書館子ども読書支援係長
- (6) くらしと文化部文化・市民協働課長が推薦する者 1人
- (7) 子ども青少年部子育て支援課長が推薦する者 1人
- (8) 子ども青少年部児童青少年課長が推薦する者 1人
- (9) 健康福祉部健康推進課長が推薦する者(保健師) 1人
- (10) 多摩市立小学校司書教諭 1人
- (11) 多摩市立中学校司書教諭 1人
- (12) 第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会会長
- (13) 第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会副会長

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

5 幹事長には図書館子ども読書支援係長をもって充て、副幹事長は幹事の互選によりこれを定める。

6 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会)

第8条 第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、幹事会を通して委員会に報告する。

- (1) 第三次推進計画案の作成に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動に関し必要と認める事項

(庶務)

第9条 委員会、幹事会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

多摩市教育委員会告示第36号

第二次多摩市子どもの読書活動推進連絡会等設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成28年12月15日

多摩市教育委員会

教育長 清水 哲也

第二次多摩市子どもの読書活動推進連絡会等設置要綱の一部を改正する要綱

第二次多摩市子どもの読書活動推進連絡会等設置要綱（平成24年多摩市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の網かけ部分については、改正後の欄の網かけ部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 第二次多摩市子どもの読書活動推進計画（以下「第二次推進計画」という。）に基づき、市民と協働して広く子どもの読書活動を推進するため、第二次多摩市子どもの読書活動推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）、第二次多摩市子どもの読書活動推進学校連絡会（以下「学校連絡会」という。）、第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会（以下「市民連絡会」という。）及び第二次多摩市子どもの読書活動推進庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。</p> <p>2 市民連絡会は、前項で定める事項のほか第三次多摩市子どもの読書活動推進計画（以下「第三次推進計画」という。）案作成についての調査・検討を行う。</p> <p>【略】</p> <p>（市民連絡会の所掌事項）</p> <p>第10条 市民連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 第二次推進計画に基づき、市民が行う読書活動の推進についての連絡調整に関する事。</p> <p>(2) 市民による子どもの読書活動の支援の拡充に関する事。</p> <p>(3) 第三次推進計画案の作成に関する事。</p> <p>(4) その他子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 第二次多摩市子どもの読書活動推進計画（以下「第二次推進計画」という。）に基づき、市民と協働して広く子どもの読書活動を推進するため、第二次多摩市子どもの読書活動推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）、第二次多摩市子どもの読書活動推進学校連絡会（以下「学校連絡会」という。）、第二次多摩市子どもの読書活動推進市民連絡会（以下「市民連絡会」という。）及び第二次多摩市子どもの読書活動推進庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。</p> <p>【略】</p> <p>（市民連絡会の所掌事項）</p> <p>第10条 市民連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 第二次推進計画に基づき、市民が行う読書活動の推進についての連絡調整に関する事。</p> <p>(2) 市民による子どもの読書活動の支援の拡充に関する事。</p> <p>(3) その他子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項 （市民連絡会の構成）</p>

改正後	改正前
<p>(市民連絡会の構成)</p> <p>第11条 市民連絡会は、第二次推進計画の推進及び第三次推進計画の策定に関心のある満18歳以上の市民で次の各号のいずれかに該当する者で希望するものから選任する委員(以下「市民連絡会委員」という。)をもって構成する。この場合において、第1号又は第2号に該当する者からの選任は、ひとつの団体について2人以内とする。</p> <p>(1) 市民ボランティア団体に所属する者</p> <p>(2) 多摩市立図書館団体貸出利用団体に所属する者</p> <p>(3) その他市民</p> <p>2 市民連絡委員は、多摩市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(市民連絡会委員の任期)</p> <p>第12条 市民連絡会委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、6月以上会議に出席していない市民連絡会委員又は6月以上会議に出席できないことが明らかであると認められる市民連絡会委員を解嘱することができる。</p> <p>【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、公示の日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>第11条 市民連絡会は、次の各号のいずれかに該当する者で希望するものから選任する委員(以下「市民連絡会委員」という。)をもって構成する。この場合において、第1号又は第2号に該当する者からの選任は、ひとつの団体について2人以内とする。</p> <p>(1) 市民ボランティア</p> <p>(2) 団体貸出利用団体に所属する者</p> <p>(3) 第二次推進計画に関心のある市民</p> <p>2 市民連絡委員は、多摩市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(市民連絡会委員の任期)</p> <p>第12条 市民連絡会委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、6月以上会議に出席していない市民連絡会委員又は6月以上会議に出席できないことが明らかであると認められる市民連絡会委員を解嘱することができる。</p> <p>【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、公示の日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則
この要綱は、公示の日から施行する。

(2) 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員等名簿

①委員会名簿

役 職	氏 名	課名及び職名	備 考
委員長	中島 宰	教育部図書館長	平成29年 3月31日まで
委員長	栗崎佳津美		平成29年 4月 1日から
副委員長	下条 知淑	教育部教育指導課統括指導主事	
委 員	加藤 大輔	教育部教育企画担当課長	
委 員	吉田 正行	多摩市立南鶴牧小学校校長 (平成29年3月31日まで) 多摩市立瓜生小学校校長 (平成29年4月1日から)	
委 員	加納 一志	多摩市立鶴牧中学校校長	
委 員	田中 久夫	教育部教育センター長	
委 員	古谷 真美	永山公民館長	平成29年 9月30日まで
委 員	小林 弘宜		平成29年10月 1日から
委 員	立花 寛	くらしと文化部文化・市民協働課長	平成29年11月30日まで
委 員	古谷 真美	くらしと文化部副参事	平成29年12月 1日から
委 員	松平 和也	子ども青少年部子育て支援課長	
委 員	安達 仁	子ども青少年部児童青少年課長	平成29年 3月31日まで
委 員	鈴木 隆史		平成29年 4月 1日から
委 員	伊野 元康	健康福祉部健康推進課長	

※第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱第3条による。

②幹事会名簿

役 職	氏 名	課名及び職名	備 考
幹事長	村野 静香	図書館子ども読書支援係長	
副幹事長	金森 和子	健康福祉部健康推進課 健康推進担当主査（保健師）	
幹 事	沢出 匡	教育振興課教育企画係長	
幹 事	畑 大介	教育部教育指導課指導主事	平成29年 3月31日まで
幹 事	佐藤 真澄		平成29年 4月 1日から
幹 事	鈴木 結也	教育部教育センター 特別支援・相談担当主査	
幹 事	加藤 宣顕	関戸公民館運営・事業担当主査	
幹 事	戸川 尚子	くらしと文化部文化・市民協働課 文化・市民協働担当主査	
幹 事	田中 明子	子ども青少年部子育て支援課 多摩保育園副園長	
幹 事	原 進	子ども児童青少年部児童青少年課 諏訪児童館館長	
幹 事	若林 真砂子	多摩市立連光寺小学校司書教諭	
幹 事	石川 千暁	多摩市立青陵中学校司書教諭	
幹 事	辻山 妙子	第二次多摩市子どもの読書活動推進 市民連絡会会長	
幹 事	鈴木 久美子	第二次多摩市子どもの読書活動推進 市民連絡会副会長	

※第三次多摩市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱第6条による。

(3) 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画 策定経過

開催年月日等	開催会議の名称	内容
平成28年11月 ～平成29年2月	学校図書館訪問（小学校）	施設見学、授業見学等
平成29年1月4日～ 23日	第二次多摩市子どもの読書活動 推進市民連絡会（以下、「市民連 絡会」委員の追加募集実施	
平成29年1月18日	第1回第三次多摩市子どもの読 書活動推進計画策定委員会（以 下「委員会」）	「第三次多摩市子どもの読書 活動推進計画」を策定するた め、委員会を設置。 ・スケジュール、アンケート の実施について
平成29年1月27日	東京都立多摩桜の丘学園との意 見交換	第三次計画の策定について
平成29年1月30日	第1回第三次多摩市子どもの読 書活動推進計画策定委員会幹事 会（以下「幹事会」）	委員会からの指示により、計 画（案）を作成し委員会に報 告するため、幹事会を設置。 ・スケジュール、アンケート の実施について
平成29年2月6日	第2回委員会	・アンケートの実施について
平成29年2月～5月	アンケートの実施	
平成29年2月16日	平成28年度第9回市民連絡会	委員会設置要綱に基づき、画 市民連絡会にて素案作成につ いて調査、検討を開始。 ・第二次の進捗状況について
平成29年3月23日	第10回市民連絡会	・第二次の進捗状況について
平成29年4月14日	第2回幹事会	・素案検討①
平成29年4月27日	平成29年度第1回市民連絡会	・素案検討①
平成29年5月18日	平成29年度第2回市民連絡会	・素案検討②
平成29年5月22日	第3回幹事会	・素案検討②
平成29年5月29日	第3回幹事会（学校部門）	・素案検討②
平成29年6月15日	児童館、学童クラブ館長へのヒ アリング	・アンケート結果の報告と意 見交換

平成 29 年 6 月 15 日	平成 29 年度第 3 回市民連絡会	・ 素案検討③
平成 29 年 6 月 19 日	第 4 回幹事会	・ 素案検討④
平成 29 年 6 月 22 日	第 4 回幹事会（学校部門）	・ 素案検討③
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 4 回市民連絡会	・ 素案検討④
平成 29 年 7 月 20 日	第 5 回幹事会	・ 素案検討④
平成 29 年 7 月 31 日	第 3 回委員会	・ 素案検討①
平成 29 年 8 月 24 日	平成 29 年度第 5 回市民連絡会	・ 素案検討⑤
平成 29 年 8 月 31 日	第 6 回幹事会	・ 素案検討⑤
平成 29 年 9 月 12 日	第 4 回委員会	・ 素案検討②
平成 29 年 9 月 21 日	平成 29 年度第 6 回市民連絡会	・ 素案検討⑥
平成 29 年 10 月 19 日	平成 29 年度第 7 回市民連絡会	・ 素案検討⑦（最終確認）
平成 29 年 10 月 25 日	第 7 回幹事会	・ 素案検討⑥（最終確認）
平成 29 年 10 月 31 日	第 5 回委員会	・ 素案検討③（最終確認）

(4) パブリックコメント実施結果